

令和6年度人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、光熱水費、燃料費、食費等における物価等高騰の影響を受けて費用が増加している障害福祉サービス施設、事業所等（以下「障がい者施設等」という。）に対し、予算の範囲内において、人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）（以下「給付金」という。）を交付することについて、人吉市補助金等交付規則（昭和46年人吉市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 給付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年3月31日において、人吉市内に次に掲げる障がい者施設等を開設又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条に規定する指定障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定する指定障害児入所施設
- (2) 障害者総合支援法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業所、第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所及び第51条の20に規定する指定特定相談支援事業所並びに児童福祉法第21条の5の15に規定する指定障害児通所支援事業所及び第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業所（空床利用型指定短期入所事業所を除く。）。

（対象経費等）

第3条 給付金の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価等高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、給付金の額は、別表に定める区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

（給付金の交付申請及び請求）

第4条 給付金の交付申請をしようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）交付申請書兼請求書を令和7年6月30日までに市長に提出しなければならない。

（給付金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、給付金を支払うとともに、人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）交付決定通知書によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（給付金の交付決定の取消し及び返還）

第6条 市長は、給付金の交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が給付金に関して次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 給付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき。

(2) 交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

（検査及び報告）

第7条 市長は、この給付金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求め、交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第9条 交付決定者は、給付金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		給付金の額 (1か所当たり)
サービスの種別	定員等	
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護及び行動援護		4万5,000円
計画相談支援、地域移行支		4万5,000円

援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援		
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援及び放課後等デイサービス	35人以下	6万2,000円
	36人以上	13万円
施設入所支援、短期入所支援（空床利用型を除く。）、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	19人以下	9万円
	20人以上39人以下	30万円
	40人以上69人以下	56万1,000円
	70人以上89人以下	82万1,000円
	90人以上	103万1,000円

※ 施設数及び利用定員は、令和7年3月31日時点のものとする。

※ 同一の施設で複数のサービスを実施している場合は、通常異なる区画・部屋でサービスを提供している場合に限り、複数申請可